

令和4年度森林環境保全直接支援事業工程分析調査事業仕様書

1 事業名

令和4年度森林環境保全直接支援事業工程分析調査事業

2 目的

森林環境保全直接支援事業では、低コスト化に取り組んでいる事業者等を参考とし、作業工程を国が統一的に設定することにより、森林施業の低コスト化を国が主体的に進めていくこととしている。

このため、地拵え、植栽、下刈り、除伐、枝打ち、利用間伐、荒廃竹林整備等の各作業種について、先進的な事業者等の実態調査を実施し、標準工程に反映させるための分析・検討を行うものである。

具体的には、各地の低コスト化の先進地域において、機械化、路網整備、施業集約化等の実態調査を行い、作業の効率化やトータルコストの低減との関係を分析し、標準工程に反映させることとする。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和5年3月3日まで

4 業務内容

業務は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

- ① 機械地拵え、植栽（大苗を含む）、下刈り（坪刈り、筋刈り）、保育間伐（伐倒・かかり木処理）、利用間伐（伐倒、主索を用いた集材）の作業工程に関する実態調査
- ② 森林作業道作設の施工工程に関する実態調査
- ③ 間接的経費（共通仮設費、現場監督費、社会保険料等）に関する実態調査
- ④ 植付における特殊作業員、普通作業員の適用に関する実態調査
- ⑤ ①、②、③及び④の実態調査結果の分析・検討及び標準工程（案）の作成
- ⑥ 令和3年度に実態調査を行った地拵え、下刈り（全刈り）、除伐、利用間伐（グラップル集材、スイングヤーダ集材、フォワーダ集材）、衛生伐（伐倒、搬出・集積、薬剤処理（くん蒸（ポリエチレンシート）、くん蒸（生分解性シート））について、分析・検討及び標準工程（案）の作成。

(2) 実施方法

(1)の実施事項について、次の方法により実施する。

① 各作業種の作業工程に関する実態調査

(1)の①の各作業種について、平成25年度から令和3年度に作成した実態調査票様式（様式データは別途配付）を活用及び調製し、作業実態の分析に必要な作業地概要、作業条件、作業員構成、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間、諸資材の種類及び使用量等の調査を行う。

調査対象事業は、調査データ件数確保の観点から、森林環境保全直接支援事業のほか、国有林野事業における造林事業及び素材生産事業、治山事業における保安林整備事業、水源林造成事業も対象とする。

調査データは、統計処理をする上で有意なデータ数を必要十分収集する必要があることから、47都道府県、7森林管理局が発注する請負事業体を含む林業事業体等が行う各作業について、統計分析可能なデータ数（作業種ごとに概ね100件程度、過去3年分を目安とする。）を収集する。

なお、対象事業体等が当該作業種を実施していないなど、目安データ数の確保が困難なことが期間中に明らかになった場合は、他の林業事業体のデータを追加するなどして補完に努めるものとする。

また、調査票の配布及び回収は林野庁において実施する。

令和3年度までのデータについては、本事業の過年度の報告書を次により閲覧できる。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館7階 ドア No. 別 712）

期間：公告日から入札書の提出期限（ただし、行政機関の休日を除く。）
午前10時～午後5時

② 森林作業道作設の施工工程に関する実態調査

（1）の②について、平成25年度から令和3年度に作成した実態調査票様式（様式データは別途配付）をベースに、精度の高い調査結果が得られるよう調査内容、調査方法の検討・調査票の修正等を行い、施工実態の分析に必要な施工地概要、施工条件（林地傾斜、土質区分等）、作業員構成、施工手順（伐根及び表土の取扱い別）、作業量及び作業時間、使用機械の種類及び稼働時間ごとの土工量等の調査を行う。

調査対象事業は、調査データ件数確保の観点から、森林環境保全直接支援事業のほか、国有林野事業における造林事業及び素材生産事業、治山事業における保安林整備事業、水源林造成事業も対象とする。

調査データは、各地における事業の実施状況を踏まえつつ土質条件等を勘案する必要があることから、できるだけ多くの地域から収集することとし、統計処理をする上で有意なデータ数を必要十分収集する必要があるため、統計分析可能なデータ数（概ね100件程度、過去3年分を目安とする。）を収集する。

調査票の配布及び回収は林野庁において実施する。

令和3年度までのデータの閲覧については、①と同様とする。

③ 間接的経費（共通仮設費、現場監督費、社会保険料等）に関する実態調査

（1）の③について、令和2、3年度に実施した間接的経費に関する実態調査の結果を踏まえつつ、より現場実態を適切に把握できるよう、以下の調査を行う。

ア 現場監督費に関する調査

現場監督費について、事業実施に当たる事業体の継続運営に必要な費用について、調査票に項目を追加の上、実態調査を行う。

イ 社会保険料等に関する調査

現場従業員、現場労働者別の社会保険等加入状況、社会保険料等の事業主負担分、退職金共済の掛け金について実態調査を行う。

ウ 調査対象実績

令和2、3年度とする。

エ 調査対象事業者

令和3年度に森林環境保全整備事業を実施した事業者

オ 調査対象事業

調査対象事業は、森林環境保全整備事業、その他事業(非公共事業(※)、水源林造成事業、都道府県・市町村単独事業、自力等その他事業(治山事業、国有林野事業を含む))とする。

- (※) ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策(間伐材生産、資源高度利用型施策)
・ 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業(間伐材生産、造林)
・ 木材産業国際競争力強化対策(間伐材生産、造林)

カ その他

調査は、47都道府県、7森林管理局管内の事業者を対象に行い、調査票の配布及び回収は林野庁において実施する。

また、令和3年度までのデータについては、次により閲覧できる。

場所：林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室造林間伐企画班分収林係(別館7階 ドア No. 別718)

期間：公告日から入札書の提出期限(ただし、行政機関の休日を除く。) 午前10時～午後5時

④ 植付における特殊作業員、普通作業員の適用に関する実態調査

(1)の④について、特殊作業員及び普通作業員の技能及び肉体的条件等の判断基準を整理し、調査票の作成を行い、植付の職種割合について調査するものとする。

調査対象事業者は、令和3年度に森林環境保全直接支援事業のほか、国有林野事業における造林事業及び素材生産事業、治山事業における保安林整備事業、水源林造成事業を実施した事業者とする。

調査は、47都道府県、7森林管理局管内の事業者を対象に行い、調査票の配布及び回収は林野庁において実施する。

⑤ 実態調査結果の分析・検討及び標準工程(案)の作成

ア 各作業ごとに適用範囲、作業員構成、標準機種、使用資材、作業量と作業時間の相関、現地条件による工程の相違等の分析・検討を行い、標準工程(案)を作成する。なお、分析等は以下の2つの調査データを用いた場合について実施するものとする。

㊦ (2)の①及び②の調査結果及び令和3年度までの調査データ

㊧ (2)の①及び②の調査結果及び令和2、3年度の調査データ(収集されたデータから可能な分析を行うものとする。)

イ (2)の③の調査結果及び令和2、3年度に実施した実態調査の結果により、標準単価通知に規定されている間接的経費率との相違等の分析・検討を行い、必要に応じて新たな間接的経費率(案)を作成する。

ウ (2)の④の調査結果より、特殊作業員と普通作業員の職種割合について分析を行い、植付に係る職種割合を検討し、標準工程(案)を作成する。

⑥ (1)の⑥については、以下の分析を行うものとする。

ア 地拵えは、令和元から3年度のデータを用いて設定した工程の植生区分、特殊作業員、普通作業員の職種区分等について分析・検討を行

い、標準工程（案）を作成する。

イ 下刈り（全刈り）は、傾斜の影響、既存の現地条件による補正率の妥当性について分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する

ウ 除伐は、令和3年度のデータを用いて、特殊作業員、普通作業員の職種区分について分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する

エ ㊦ 利用間伐（グラップル集材）は、令和元年度から令和3年度のデータを用いて、直取りとウィンチ付きの工程について分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する

㊧ 利用間伐（スイングヤーダ集材）は、令和元年度から令和3年度のデータを用いて、荷掛手を含む工程について分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する

㊨ ㊦㊧で設定したグラップル、スイングヤーダの工程と令和3年度に設定したフォワーダを用いた工程について、既存工程等との比較を分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する

オ 衛生伐は、(2)の㊥のアと同様に分析・検討を行い、標準工程（案）を作成する。

(3) 検討委員会の設置

(1) 及び (2) の実施に当たり、学識経験者等（5人程度）で構成する検討委員会を設置し、意見を聴くものとする。

検討委員会については、履行期間中に原則3回開催することとし、オンラインでの開催を併用するものとする。なお、発注者との協議により追加的に開催する場合はオンラインにより実施するものとする。

また、第2回検討委員会については、(2)の㊠及び㊡の作業の検証・確認を行うため、現地検討会として開催することとする。

5 成果品

4の業務内容について取りまとめ、成果品として調査報告書15部、電磁記録媒体2部を次の場所へ提出すること。

なお、電磁記録媒体（CD-R又はDVD-R）は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェック対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

場所：林野庁森林整備部計画課施工企画調整室施工技術班積算基準係
（別館7階 ドアNo.別712）

6 打合せ

受注者は、業務の実施にあたって、発注者と十分協議の上で実施するものとする。

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

- (1) 業務着手段階
- (2) 業務中間段階（3回）
- (3) 報告書とりまとめ段階

7 前年度以前の調査報告書の閲覧貸与

入札希望者から申し出があれば、前年度以前の調査報告書（写）を閲覧貸与できるものとする。なお、閲覧貸与期間は、入札書及び提案書等の提出期限までとする。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は、発注者と協議の上、実施するものとする。
- (2) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認します。